



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年10月24日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
労働雇用課	課長	森島恵理子	内線 3660 直通 058-272-8412 FAX 058-278-2676

契約保証金の還付漏れについて

令和元年度に県が締結した委託業務契約について、契約保証金の還付がなされていないことが判明しました。対象事業者には還付が遅れたことの謝罪を行い、その後還付を行いました。

記

1 事案の概要

下記の委託業務契約について、受託者に契約保証金を納付させたが、業務完了後の検査に合格したにも関わらず、当該契約保証金の還付がなされていないもの。

業務内容 離職者等を対象とする訓練の実施

契約期間 令和元年10月18日～令和2年10月15日

保証金額 625,344円

※契約保証金とは、契約者の契約上の義務の履行を確保するために徴する担保として、会計規則に基づき納付されるもので、当該契約の検査完了後に還付する。免除要件を満たす場合は、納付の必要はない。

2 原因について

- 令和2年4月に当該事務担当係長及び担当者が異動した際に、契約保証金について十分な引継ぎがなされていないことが判明した。そのため、委託料の支払いは行ったものの、契約保証金の還付についての確認が不十分であった。
- その後の担当者等においても、帳票等で契約保証金の存在を確認すべきであったが、支払われないままであることに気付くことがなかった。

3 経緯

- 10月15日：受託者から県に契約保証金が還付されていない旨連絡
県において確認の結果、還付が行われていないことが判明
- 10月21日：県から受託者に対して説明と謝罪を実施
- 10月24日：契約保証金を還付

4 再発防止策について

- 毎月及び決算時に、契約保証金や保管金などの預かり金を確認する帳票を、複数名でチェックする。
- 年度末の事務引継の際も、帳票にて確認する。